

相模原市と立科町との経済・観光に関わる交流協定書

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁の記名の上、各自1通を保有する。

平成19年5月12日

相模原市（以下「甲」という。）、立科町（以下「乙」という。）、相模原商工会議所（以下「丙」という。）及び立科町商工会（以下「丁」という。）は、経済や観光に関する交流の促進を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、経済や観光に関する交流を促進し、両市町の友好を深め、地域経済の振興に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条に規定する目的を実施するため、次の各号に掲げる事項について、協力する。

- （1）相互のイベント等を通じた特産品販売や観光PRに関すること。
- （2）相互の商業施設や商業団体等を通じた特産品販売や観光PRに関すること。
- （3）相互の住民による観光交流の促進に関すること。
- （4）その他、協定の目的達成のために必要な事項。

（協力団体）

第3条 前条に規定する協力事項を効果的に実行する場合、必要に応じて、次の協力団体と連携を図るものとする。

- （1）津久井町商工会、相模湖町商工会、城山町商工会、藤野町商工会
- （2）相模原市観光協会、白樺高原観光協会、白樺リゾート観光協会
- （3）財団法人相模原市産業振興財団、相模原市商店会連合会

（協議事項）

第4条 この協定に定めのない事項については、本協定の趣旨を踏まえ、甲、乙、丙及び丁は、誠意をもって協議し、処理することとする。

（有効期限）

第5条 この協定は、締結の日から発効し、甲、乙、丙及び丁の一方からの申し出がない限り、継続して効力を有する。

甲 神奈川県相模原市中央2丁目11番15号

相模原市

相模原市長

加山俊夫

乙 長野県北佐久郡立科町大字芦田2532番地

立科町

立科町長

小宮山和幸

丙 神奈川県相模原市中央3丁目12番3号

相模原商工会議所

会頭

河本洋次

丁 長野県北佐久郡立科町大字芦田2521番地1

立科町商工会

会長

長岡義明